

会計	繰越	検算	転記		
①	①	①	①		

(その1)

令和 3 年 分  
(令和 年 月 日開催分)  
収 支 報 告 書

令和 年 月 日受理

- (ふりがな) しゅうせいかい
1. 政治団体の名称 秋成会
2. 主たる事務所の所在地 東京都新宿区新宿2-1-14  
エレメンツ新宿ビル901号
3. 代表者の氏名 辻嶋 彰
4. 会計責任者の氏名 石毛 真理子

政治団体の区分

政 党  政治資金規正法第18条の2  
第1項の規定による政治団体

政党の支部  その他の政治団体

政治資金団体  その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等  同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有  無

公職の種類 \_\_\_\_\_

資金管理団体の届出をした者の氏名 \_\_\_\_\_

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 御法川 信英

公職の種類 衆議院議員 現

事務担当者の氏名

伊藤 由希

(電話) 0187-63-5835



2227

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

102360

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1. 収支の総括表

	十億 百万 千 円
収 入 総 額	2,914
（前年からの繰越額）	714
（本年の収入額）	2,200
支 出 総 額	2,200
翌年への繰越額	714

## 2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	十億 百万 千 円
	0
員 数	人
	0

(2) 寄 附		
ア 寄 附（イを除く。）の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	2,200	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	2,200	
（寄附のうち寄附のあつせんによるもの）	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア+イ)	2,200	

(その7③)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の寄附	2,200				
合計	2,200				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表							
項 目		金 額				備 考	
		十億	百万	千	円		
1 経常経費	(1) 人 件 費				0		
	(2) 光 熱 水 費				0		
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				0		
	(4) 事 務 所 費				2,200		
	小 計 (A)				2,200		
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費				0		
	(2) 選 挙 関 係 費				0		
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア、イ、ウ、エの合計)				0		
	(ア) 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				0		
	(イ) 宣 伝 事 業 費				0		
	(ウ) 政 治 資 金 パーティ開催事業費				0		
	(エ) そ の 他 の 事 業 費				0		
	(4) 調 査 研 究 費				0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				0			
(6) そ の 他 の 経 費				0			
小 計 (B)				0			
合 計 (A+B)				2,200			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計					0
その他の支出					2,200
合計					2,200

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 27 日

政治団体の名称 秋成会

会計責任者の氏名 石毛 真理子



※ 代表者の氏名



※ 解散の場合のみ代表者も署名・捺印すること。

# 政治資金監査報告書

令和 4 年 5 月 25 日

秋成会

代表 辻嶋 彰 殿

登録政治資金監査人 高橋 茂輝

登録番号 第 3247号

研修終了年月日 平成 22 年 3 月 12 日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、秋成会の令和 3 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、秋成会の主たる事務所が東京都内につき、効率的な監査を実施するため、秋田県大仙市大曲田町 20-3 2 事務所内において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 3 業務制限

秋成会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以上